

兵庫県釣針製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び 〔 右の規格の釣針と 糸を結ぶ作業 〕	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円50銭
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円10銭
仕 掛 け 〔 右の規格の釣針の 仕掛けを作る作業 及び包装作業 〕	キス仕掛 6～13号、3本針、2セット入	24円
	サビキ仕掛 7本針	25円
	胴突仕掛、2本針、2セット入	18円
包 装 〔 右の規格の釣針の 包装作業及び針の 選別作業 〕	バラ針15本入、台紙付	3円10銭

4 効力発生の日 令和8年7月31日